

### 後期高齢者医療限度額適用認定証

現在、限度額適用認定証を持っており、令和5年度も引き続き現役並み所得のあるI・IIの方は、7月下旬に「限度額適用認定証」を送付します。

### 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

現在、減額認定証を持っており、令和5年度も引き続き市町村民税非課税世帯の方は、7月下旬に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付します。

### 自己負担が高額になったときは

医療費の自己負担が下表の自己負担限度額を超えたときは、申請により高額療養費として差額を支給します。申請が必要な方には別途お知らせします(初回のみ申請が必要です)。高額療養費は、暦月(月の1日から末日まで)ごとに計算されます。

入院したときに、医療費の自己負担額以外に負担する食事代、差額ベッド代などは、高額療養費の対象になりません。75歳となり資格を取得された方(毎月1日生まれの方を除く)は、75歳の誕生月は自己負担限度額が半額になります。

現役並み所得のあるI・IIの方は「限度額適用認定証」、区分I・IIの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を事前に受け、窓口にて提示することにより、窓口での支払いを限度額までとすることができます。

区 分		自己負担限度額(月額)	
		個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
現役並み 所得の ある方	Ⅲ(課税所得690万円以上)	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1%<多数該当14万100円>	
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1%<多数該当9万3,000円>	
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%<多数該当4万4,400円>	
一般Ⅱ	1万8,000円または {6,000円+(医療費*1-3万円)×10%}の 低い方<年間上限14万4,000円*2>		5万7,600円 <多数該当4万4,400円>
一般Ⅰ	1万8,000円 <年間上限14万4,000円*2>		
区分Ⅱ	8,000円		2万4,600円
区分Ⅰ			1万5,000円

※1 医療費が3万円未満の場合は、3万円として計算します。

※2 年間(8月~翌7月まで)14万4,000円を上限とします。

※ 過去12カ月以内に世帯の限度額を超え、高額療養費の支給が3回以上ある場合には、4回目以降から上表の< >内の金額(多数該当)になります。

### 入院したときの食事代

入院したときの食事代は、決められた金額まで自己負担です。

区 分		食事療養標準負担額(1食につき)
「一般Ⅰ」「一般Ⅱ」「現役並み所得のある方」		460円*1
指定難病患者の方(区分I・IIに該当しない方)		260円
区分Ⅱ	入院90日まで	210円
	入院91日以上*2	160円
区分Ⅰ		100円

※1 平成27年4月1日以降、継続して精神病床に入院している方は、退院するまでの負担額は1食につき260円です。

※2 直近の12カ月間で、区分Ⅱの判定を受けている期間の入院日数(愛知県後期高齢者医療加入前の入院も含まれます)

■ 問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 ☎(48)1111(内1117)

